

(別 紙)

公職選挙法の改正を含めた投票率向上の議論を進めることを求める意見書  
(案)

近年、選挙の投票率は、全国的に年々低下傾向にある。

国政選挙では 1958 年に 76.99%であった投票率は直近の 2021 年では 55.93%になっている。高松市議会議員選挙においては、1987 年に 68.11%であった投票率は 2019 年には 40.09%と過去最低の数字になっている状況である。

地方自治体や各選挙管理委員会においては、投票率向上のために期日前投票の投票場所を増やしたり、高校に出向いて出前授業をおこなったりと様々な努力をしているところではあるが、数字に結びついていないのが現状である。

言うまでもなく、日本は国民が主権を持つ民主主義国家である。選挙は、私たち国民や住民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要で基本的な機会である。その機会と権利を行使するためには、現行の投票制度の見直しが必要な時期にきている。

例えば国政選挙において国から補助される選挙公報配布費は、1部 34～35 円だが、高松市の場合、ポスティング業者は 1部 84～85 円、日本郵便は 1部 80 円かかるので、応札業者がなく、新聞折り込みを続けてきた。しかし新聞購読世帯の低下などにより、全戸配布できないことにより有権者に届くべき情報が届かない状況である。

また、2003 年から導入された期日前投票制度では誓約書に投票日当日、投票所に行くことができない理由を記さなければならない。選択できる理由には「職務、業務など」や「疾病、負傷、妊娠、老衰など」といった 6 項目があるが、実際にはそれらの項目に当てはまらない有権者も存在している。また、この理由については集計や分析はおこなっておらず、宣誓書は形骸化していると言わざるを得ない。

さらに、総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会は、2016 年から選挙における投票環境の向上を検討した結果、現在、要介護「5」の人に認められている郵便投票を要介護「4」と要介護「3」の人にも広げるべきだとする報告書をまとめたが、いまだに実現していない。

主権者教育の充実を図ることや、現住所での投票が困難な事例に対応し

ていくなど、投票率向上のために国が率先して議論をおこなっていくべきである。

よって、国においては、投票に対する心理的、物理的な制約を一つでも取り除くことが投票率向上につながることから、公職選挙法の改正を含めた投票率向上の議論を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 日  
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣

} 宛